明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(二)　介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（(三)に掲げる者を除く。）　次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	二四、一五〇単位
b	区分五に該当する者	一六、七八〇単位
c	区分四に該当する者	一〇、四八〇単位
d	区分三に該当する者	五、五八〇単位
e	区分二に該当する者	三、七九〇単位
f	区分一に該当する者	二、九三〇単位
g	障害児	九、四二〇単位

(三)　生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの　二一、二六〇単位

(6)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイからニまで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注5の(1)から(3)まで若しくは注9又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者　二、三一〇単位

(7)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一)　介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	一三、〇三〇単位
b	区分五に該当する者	九、四七〇単位
c	区分四に該当する者	七、四〇〇単位

(二)　介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　三、三六〇単位

(三)　介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	一一、五〇〇単位
b	区分五に該当する者	七、九三〇単位
c	区分四に該当する者	五、八二〇単位

(8)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注7に掲げる単位数を算定されるもの　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一)	区分六に該当する者	九、一八〇単位
(二)	区分五に該当する者	五、六二〇単位
(三)	区分四に該当する者	三、五五〇単位

(2)　介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（(3)に掲げる者を除く。）　次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一)	区分六に該当する者	二三、八九〇単位
(二)	区分五に該当する者	一六、六〇〇単位
(三)	区分四に該当する者	一〇、三七〇単位
(四)	区分三に該当する者	五、五二〇単位
(五)	区分二に該当する者	三、七五〇単位
(六)	区分一に該当する者	二、九〇〇単位
(七)	障害児	九、三二〇単位

(3)　生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの　二一、〇三〇単位

ヘ　居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者　二、二八〇単位

ト　居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの　次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1)　介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一)	区分六に該当する者	一二、八九〇単位
(二)	区分五に該当する者	九、三七〇単位
(三)	区分四に該当する者	七、三二〇単位

(2)　介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　三、三二〇単位

(3)　介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一)	区分六に該当する者	一一、三七〇単位
(二)	区分五に該当する者	七、八四〇単位
(三)	区分四に該当する者	五、七六〇単位

チ　居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの　次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1)	区分六に該当する者	九、〇八〇単位
(2)	区分五に該当する者	五、五六〇単位
(3)	区分四に該当する者	三、五一〇単位